



2025年11月1日

お客様各位

財産債務調書について

紅葉の美しい季節になりました。

今月は最近、税務署からお問い合わせが多い「財産債務調書」について、ご案内させていただきます。

1. 財産債務調書とは

保有する財産及び債務の金額を、所轄税務署に報告すること。

2. 対象者

- ① その年の合計所得金額が2,000万円を超え、かつ、12月31日において3億円以上の財産（もしくは1億円以上の有価証券）を有する方。
- ② その年の12月31日において10億円以上の財産を有する居住者の方。

3. 提出期限

翌年の6月30日

4. 軽減措置（メリット）

提出期限内に提出された財産債務調書に記載がある財産または債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じた場合に、過少申告加算税等が5%軽減されます。

5. 加重措置（ペナルティ）

提出期限内に財産債務調書の提出がない場合、または提出された財産債務調書に記載すべき財産もしくは債務の記載がない場合に、その財産または債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

6. 上記2の該当者様へ

令和6年分（2024年）財産債務調書が未提出の方は、至急、当事務所担当者までご一報頂けますでしょうか。

以上